

# 歌合判詞にみられる比喩的批評をめぐって

山崎 真 克

はじめに

稿者はこれまで、頭昭判詞の特徴を探る手だてとして、判詞中にみられる批評語及び批評基準の整理を行ってきた。そして、その整理を通して、頭昭判は単に印象的な批評にとどまるのではなく、具体的な批評語を伴いつつ、また時には典拠となつた先行表現の引用を行うなどして、批評基準を明確に示す傾向にあることを見出してきた<sup>①</sup>。この傾向は判者としての経験を積むごとに強くなつていき、晩年の『千五百番歌合』では特に顕著である。しかし、こうした傾向とはやや方向性を異にする文言も判詞中には存している。建久二年(一二二〇)『若宮社歌合』での次のような判詞である。

①若宮社歌合 十二番 松間梅花 右 沙弥安性  
弄 なつかしみうす紅にさく梅の色もてはやす松のむら立

…右歌、はじめの句に「なつかしみ」とをかれたるも、すゑにわたりてあひかなへりとも聞え侍らぬうへに、花もみぢ

につけて、ときは木を「色もてはやす」とよめる。わぎも「がものすそよりおちたることなれば」、左勝侍べし<sup>②</sup>。

当該歌は、薄紅に咲く梅の花の色を、緑の松の枝がより一層際立たせている情景を詠んだものであるが、これについての判では、そうした情景と初句の「なつかしみ」とが乖離している点を難じている。さらにそれに続く傍線部分では、季節によつて変化がみられる花や紅葉と、松などの常緑樹とを対比させる趣向について、否定的に評価する何らかの理由を示していると考えられるが、この判詞をよむ限りではその批評基準及びその内実は明らかにはされていない。ところで、頭昭判にはもう一例同様の表現を用いたものがみられる。建仁二年(一二三二)に加判された『千五百番歌合』の例である。

②千二百三十番 左

頭昭

詠天 いとひつる君ばかりやはうきぬなはくるしきものをたえぬうらみは

左歌、「うきぬなは」にかけて、「たえず」「くるし」などそへよむは、ものすそよりおちたるふる事なれば、めづらしげ侍らす<sup>③</sup>。

「浮尊」という語について、「たえず」「くるし」などを共に詠むことは「ふる事」、すなわちありふれたことであり、珍し気が無いと述べて、否定的に評価している。確かに、「たちかはります田の池のうきぬなはくれどもたえぬ物にぞ有りける」(入丸集・山陽道・はりま・三三〇)<sup>④</sup>、「なき事をいはれの池のうきぬなはくるしき物は世にこそ

有りけれ」(拾遺・恋二・七五)・不知などのように、平安初期以降こうした例は多く見出すことができる。ここに至つて①の例では、先に述べたような趣向がありふれたものであるというのが、否定的に評価した理由であることが判明する。だが、例えば②のような「めづらしげなし」などの批評語を示さずに記しているということは、「わぎもこがものすそよりおちたること」という部分には逆にそれだけでも通用するような意味が内在していることになる。

当該歌に対する評価をいわば比喩的に表現しようとするこうした試みは、判者が歌に対し「やさし」「あたりし」などの具体的な批評語を与えていく營為とはやや異なる意識のもとになされているといつてもよいのではなからうか。本稿では、この試みを仮に「比喩的批評」と呼び、比喩の内実を明らかにすることを通して、こうした表現のもたらす効果を考察し、またこれらを判詞中に記した判者の意識に迫る。

### 一 わぎもこがものすそよりおちたること

まず、先にあげた頭昭判にみられる比喩的批評の内実を明らかにすることから始めたいと思う。『若宮社歌合』にみられた「わぎもこがものすそよりおちたること」乃至それに近い表現は、管見に入つた限りでは頭昭判以前に五例存する。その歌合名、判者名を次に掲げる。

### ③元永元年 (二二八)

内大臣忠通歌合

(俊頼判)

### ④大治元年 (二二九)

摂政左大臣忠通歌合

(俊頼判)

### ⑤仁安二年 (二二七)

太皇太后宮亮経盛歌合

(清輔判)

### ⑥承安元年 (二二七)

全玄法印歌合

(清輔判)

### ⑦治承四年 (二二〇)

以前 三井寺山家歌合

(教長判)

用例の数が少ないので一概には言えないが、時期的には③・④の俊頼判、⑤・⑥・⑦の清輔・教長判、そして①・②の頭昭判と区切ることができそうである。基俊・俊成・定家などの判詞にはみられず、俊頼・清輔の名があがっていることは注目してよいように思う。では、最も早い例と思われる③の俊頼判をみてみよう。

### ③内大臣忠通歌合 十二番 時雨 左俊勝 重基朝臣

柞原紅ふかく染てけり時雨の雨はいろなけれども

俊云、柞原のうたは、露・しもなどの紅葉をそめ、草木を

うつろはするは、わぎも子が装すそよりをちたる事なれば、

めづらしげなし。

この判詞傍線部について谷山茂氏は、「吾妹子」は山姫・立田姫等を意味するか。山姫などが紅葉を染めたりする歌以来、全く詠みふるされたことだから」という頭注を付しておられる。これに従えば、時雨や露霜が紅葉を赤く染めるのは山姫の所為によるものであり、それはありふれた趣向であるから、珍し気が無いと解釈することになる。「装すそよりおちたる」を山姫が露などによつて紅葉を染めることと捉えており、比喩的批評ではないということになるが、いかがであろうか。

まず、山姫・立田姫が紅葉を染めることに関わるというのは古くから詠まれる趣向ではあるが、山姫・立田姫を「吾妹子」と称した例や、「裳すそよりおちたる」という表現は見当たらない。

さらに、もう一例の俊頼判をみると、必ずしも紅葉を染めることだけを指して用いられた表現であるとはいえないのである。

④ 拱政左大臣忠通歌合 三番 旅宿雁 左 道経

五 草まくらこしちはよはのさむければころもかりがね鳴わたるなり

さきの歌は、「こしちはよはのさむければ」などいへるほど、ひるはこしちさむからぬにやなど、たづねられぬべし。

「衣かりがね」はものこしよりおちたることばなれば、めづらしげなくや。…

「衣かりがね」は『古今集』秋上・三三・不知歌をはじめとして多くの例がみられる詞であり、「めづらしげなくや」と評される根拠は充分有している。仮に「裳すそ(ものこし)よりおちたる」の本来の意味が山姫・立田姫が紅葉を染めることだとしても、ここではその原義から離れて、ありふれた詞であることを比喩的に評したものとなっているといえるのではないか。

俊頼判の二例は、③が趣向について、④が詞についてという違いはあるものの、ともに「めづらしげなし」と否定的に評されている。次にあげる清輔判の二例ははやや用法が異なるようである。

⑤ 太皇太后宮亮経盛歌合 八番 恋 左 心覚

二二 さもあらばあれ涙に袖はくちぬとも衣のすそのあひだにもせば

左、「ころものすそのあひだにもせば」とよめる、いかなる事にか。したのおびこそゆきめぐりてあふ事にはいふめれさやうのこと葉の侍るにや。もし万葉集に「から衣すそのうちかへあはねどもけしき心をあがおもはなく」といふ歌をおもひてよめるにや。衣のすそはあはぬ事とこそきこゆるに、いまの歌にはあふことゝおほしくよまれたるは、このことにはあらぬにや。おほかたかゝる事は物こしよりおちたることをよむべきなり。万葉集にありとても、いひならはさぬことはよしなし。四条大納言の新撰髓脳にも、「歌は一もじにても、めづらしきことをよみ出べし。さりとて、よみならはさぬ事などをいへるもわるし。われはおもひえたりとおもへど、人の心えぬことはかひなくなむある」とこそ侍めれ。…

⑥ 夫木和歌抄卷第四 春部四 花

承安元年八月、全玄法印房歌合、花 法橋頭昭

二二 立田姫花のしらゆふとりしでてけふやみむるにかさまつりする

此歌判者<sup>註</sup>云、右歌やうやうしくはよめれどさせる詮なくや。又春の色をそむる神をばさほひめといひ、秋の色をそむる神をば立田ひめといふは、ものこしよりおちたる事

なり。春のたつたひめはいとめづらしく、但万葉集に春歌に立田姫とよめる事侍るやうにほのかにおぼえ侍れば僻事にはあらねど、猶歌合などにはか様の異事はよむまじき事とこそ聞置きて侍れと云云。

俊頼判のようにありふれた趣向(詞)であることを否定的に評するのではなく、一般的にみて穏当な趣向、先行例に即した詞を指摘する内容となっている。それは、傍線部分直後の⑤「万葉集にありとも、いひならはさぬことはよしなし」、⑥「春のたつたひめはいとめづらしく」といった部分からも窺うことができる。

教長判は、③の俊頼判と同様に、ありふれた趣向であることを否定的に評価するものである。

⑦三井寺山家歌合 一番 春月 左 観蓮

一 一しほの色ますまつもしろたへに月すみわたるあまのはしだて

左歌、松のみどりの色ますらむ、宗于兆尹名歌は橋にわたるなどいへるも、朝忠金吾佳篇、実方中将秀逸、ものこしより落にけるふることなり。一としてとるべきめづらしきふしなむなし。

こうしてみてくると、用法の面からいえば、顕昭判は俊頼判及び教長判に近いといえる。ただ、⑥の清輔判は顕昭自身の歌に対してのものであり、直接にはこの時にこうした表現を目にしたとも考えられよう。やや用法の異なる清輔判も含めて、「わざもこがものす

そ(ものこし)よりおちたること」は、ありふれた趣向・詞であることを比較的表現したものであるという共通の認識が存在するよう  
に思われるのである。

ところで、この表現がいかなる出自をもつのか、すなわち歌人の間に存在する共通の認識はどのような典拠により形成されたのかという点を明らかにする必要があるのだが、実はこれが判然としないのである。「も(の)すそ」「ものこし」両様の本文があるが、「裳裾」に対応することから「物越し」ではなく「裳腰」と考えてよからう。この「ものこし」については『顕注密勘』の顕昭注に、

したゆふひもとは下ひも也。下裳のこしを云也。下と云は女の紅紫のはかまなど云きぬの下にきければ下と云也。紅をばあかひもと云、祝の事<sup>いわ</sup>たましなどには、こきはかまとて、むらさきをきたる也。うはもとは、もからぎぬとて、からぎぬのうへにひきかくる物也。ものこしとは、其きぬの上に引かくるものこし也。ひもと云ものつけたり。小緒と云てそれをひかふる也。

…(五三) 引用は『日本歌学大系 別巻五』に拠る。(

と説明がある。しかし、それが「おつ」という語と結びつく例が見出せない。また、「わざもこ」裳が詠み込まれている歌に対する注釈などをみても該当するような説は見当たらない。歌語的な伝承として、当時伝わっていたのであろうか。

このように「わざもこがものすそ(ものこし)よりおちたること」という表現の出自ははっきりとしない。仮に谷山氏のいわれるものが

原義であるとしても、そこから派生したと思われる単に「ありふれた趣向(詞)である」という意で定型句的に用いられることが多くなっているように思う。また、俊頼判をうけて、清輔判・顕昭判に多く例がみられるというのは、同じ六条家の中で加判に際して定型句的な表現が用いられる可能性を示唆しているのではないか。

## 二 その他の比喩的批評例

この他にも歌合判詞の中には比喩的批評がみられるが、その中で複数の判者が同様の表現を用いている例としては、次のようなものがある。

### ⑧元永二年(二二九)内大臣忠通歌合 (追判)

尋失恋 四番 右

師俊

三 たづぬるもたづぬるかぎりありければ神にぞいのる夢にみる  
がに

又判云：右譚は、はての「がに」とにくし。などか「夢に見ゆや」とはいはさらむ。「がに」などはふるき歌にあるを見ては、さはかうもよむべきにやと、をろか心を得てよめるにやあれば、うるはしういへば、心たがふ様なるおりに、わびてをくなり。東帯したる人のわらうづと申物はきたらむ心ぢぞする。たゞ二もじによりて、持などにやなるらむ。

### ⑨天治元年(二三四)権僧正永縁花林院歌合 (俊頼判)

郭公 七番 左

上総君

三 ほととぎすひとこゑなきてすぎぬれどしたふ心ぞぢぢにありける

左歌、さもなどかときこゆるほどに、すゑの「ありける」こそ、そくたいしてしたうづはかざらむ心地すれ。

これらについて萩谷朴氏は、⑨の歌合の「史的評価」において、「歌27に対する「東帯して下杵穿かざらむ心地すれ」という譬喩的な評言は、曾て基俊(推定)が、元永二年七月内大臣忠通歌合尋失恋四番右歌に対する再判に用いた「東帯したる人の藁沓と申す物穿きたらん心ぢぞする」という譬喩的評言に類したものである。或は秀句として当時流行のスタイルであったかも知れない」と述べておられる。さらにこれらと同様のものに、次の俊成判がある。

### ⑩建久五年(二二五)六百番歌合 秋 (俊成判)

廿五番 野分 左勝

顕昭

三 兎 萩がえをしがらむ鹿もあらかりし風のねたさになをしかずけり

判云。左歌、「猶しかずけり」などいへる、古風の体になと見ゆるを、上句より「風のねたさ」までは、近き歌の体なるこそ、布衣の人の著靴したらんこゝちし侍めれ。

顕昭は、俊成の上下句の調和がとれていないという難に対して、『六百番陳状』において「古人の内々の歌合などに、初句わろくて胸・腰の句あしからず下句よき歌を、「ぬ袴に水干きて烏帽子かゝげたり」など平給の判書付き」と述べてさほどの欠点ではないと主張

している。「古人の内々の歌合」における判詞は現在みることができないが、こうした比喩的批評が多く行われていたことは推測できる。俊成が、一首内の調和がとれていないことを指摘する場合に、例えば同じ俊成判の建久六年(二〇五)民部卿家歌合・初郭公一番左での「古風近俗頗相交りたる様にや侍らむ」というような発言ではなく、わざわざ「布衣の人の著靴したらんこゝち」という比喩的批評を用いたのは、具体的イメージを伴わせることで非難をより強調するためではなかったかと思われる。

比喩的批評を行う場合には、これまでみてきた例の他に、嘉応二年(二七〇)建春門院滋子北面歌合(俊成判)に、「神かけていひし契を引かふるいつきの袖の夕ぐれの空」(臨期違約恋・四・清輔朝臣)に対して、結句が名詞で終わっている点を否定的に評して「すそのとちめなき心ちすらむ」とあるなど、服飾に関した比喩が用いられることが多いのであるが、それ以外にも人物の具体的所作に関する比喩が用いられている。早くに天禄三年(九三三)規子内親王前裁歌合(源順判)では、「とこなつのつゆうちはらふよひごと草のかうつる我がたもとかな」(くさのかう・九・左衛門君)という物名歌に対して、題の一部が本義のまま読み込まれている点を否定的に評して「人にかくれむひとの、みのみかくれておもてあらはならむ心ちなむしける」と述べている。また、長承三年(二二五)中宮亮頭輔家歌合(基俊判)では、「風吹舟木の山のみち葉は時雨の雨に色ぞこがる」(紅葉・三・大藏卿)に対して「姿ぞ甚いやく侍れ」とした後さらに「あま

くだるひなに年へたるあへまその都てぶりしらずして、花の宮こにきたりたらむやうにぞおぼゆる」と述べている。いずれの場合も、比喩を用いることで具体的なイメージを喚起させ、非難する点を強く印象づけるという効果が得られているのではなからうか。

### 三 比喩的批評の背景

そもそも、漢詩の影響のもと、歌の各句の構成を人物の身体に喩えて頭・胸・腰などと表すことは早くに行われていた。また、『古今和歌集』両序の六歌仙評のように、歌人の歌風を比喩的に表現する例も早くからみられる。その他、経信が死に臨んで自詠と「古今和歌集」賀・三〇・躬恒歌とを比較する際に「任大臣大饗」の儀式の比喩を用いたことが『袋草紙』にみえるし、長明『無明抄』には枕詞を服飾に関する比喩を用いて「半臂の句」と称したことがみえる。いずれも抽象度の高い問題をより具体的に言い表そうとする営みとしてとらえることが出来ると思う。

こうした営みを歌合の歌に対する批評の場に持ち込んだのも、判者が当該歌に対する自身の認識をより具体的に言い表そうとしたことによると考えられるであろう。このような例としては『袋草紙』の長能・道済歌に対する公実評が想起される。これは、二人の歌をそれぞれ随身の所作に喩えて「長能歌ハ、武忠力誠ニツキぐシク、クチワキノコビテ、体ヲセメテ、ヲドリテ出来ニ、道済歌ハ、信貞ガマコトニヨクテ、ウチステタルヤウニテ、ノサビニテサシアユミ

テ出来様也<sup>8</sup>」と述べたものである。歌合の場だけに限らないが、歌に對する評価を言い表わす際に比喻を用いるというのは、広く歌人たちの間でなわれていたのではなからうか。

## おわりに

冒頭の顕昭判に立ち返って判者顕昭の意識を考察してみたい。

顕昭が判者を務めた時期には、歌合判詞において比喻的批評を用いることは既に行われていた。①にあげた『若宮社歌合』において、顕昭はありふれた趣向であることを指摘するにあたり、俊頼判にみえる表現を利用している。『若宮社歌合』松間梅花十三番では顕季が判者を務めた永久四年(二二六)『参議実行歌合』判詞を引用しているから、先行の判詞を利用することも考えられるであらう。だが、ここでは「めづらしげなし」等の批評語を伴わなかった。その要因としては、『若宮社歌合』が石清水社を中心とした極めて私的な催しであることが考えられる。指導者的役割をも背負った顕昭は、判者たちの間にある共通の認識を判詞を目にするであろう主催者・出詠者たちに了解させようとする意図もあったのではないか。それに対し、『千五百番歌合』は、公的な意味合いを持つものであるので、これまで例の如く「めづらしげなし」という語を示したと考えられはしまいか。

歌合判詞にみられる比喻的批評は、判者が当該歌に對する自身の認識をより具体的に言い表すため、服飾や人物の所作に関わる文言

を使用して行うものであった。こうした批評は、判者の認識に多く拠っているため、批評語によって言い表す普為とはやや方向性を異にするが、歌合の場での批評の一面を窺い知る視点の一つとすることは出来ると思う。

## 〔注〕

- (1) 拙稿「治承二年『或所廿二番歌合』における顕昭判詞の批評態度(その一、二)」、『古代中世国文学』9、10 平9・3、8
- (2) 引用は群書類従本に拠るが、濁点・句読点等は私に付した。
- (3) 引用は宮内庁書陵部本を底本とした有吉保氏『千五百番歌合の校本とその研究』(昭43 風間書房)に拠るが、明らかに底本の誤脱と思われる箇所は高松宮本に拠って訂しているほか、私に表記を改めた箇所もある。
- (4) 以下、特に断らない限り、和歌の引用は『新編国歌大観』に拠る。
- (5) 以下、特に断らない限り、歌合の引用は萩谷朴氏『平安朝歌合大成「増補新訂」』三、四(平8 同朋舎出版)に拠るが、底本の表記に近づけるように私に改めた箇所もある。
- (6) 日本古典文学大系『歌合集』(昭40 岩波書店)三三四頁頭注。
- (7) 注(5) 萩谷氏著書三一一九七二頁。
- (8) 引用は『袋草紙考証 雑談篇』(平3 和泉書院)に拠る。

——やまざき・まさかつ、広島大学文学部国文研究室勤務——